

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月4日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300762号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400026号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年7月1日から平成24年7月16日に訂正し、同年7月から平成25年6月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成24年7月16日から平成25年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年10月12日から平成25年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

雇用保険は平成23年10月12日から加入しており、請求期間当時は、会社から受け取った健康保険被保険者証を使用していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成24年7月16日から平成25年7月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及びA社の元事業主から提出された請求者に係る勤務簿兼賃金台帳(以下「勤務簿兼賃金台帳」という。)によると、請求者は、当該期間において同社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが確認できる。

また、日本年金機構は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日について、勤務簿兼賃金台帳の内容から平成24年7月16日と推定し、資格取得時の標準報酬月額については20万円と考える旨回答している。

一方、勤務簿兼賃金台帳によると、請求者は平成24年7月16日から平成25年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、A社の元事業主も当該期間は厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成24

年7月16日であると認められ、同年7月から平成25年6月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、平成24年7月16日から平成25年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成23年10月12日から平成24年7月16日までの期間について、雇用保険の加入記録及び勤務簿兼賃金台帳によると、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、事業主から給与の支払を受けていたことが確認できるものの、日本年金機構は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成24年7月16日と推定する旨回答していることから、当該期間については、厚生年金保険の被保険者となる要件を有していなかったと認められる。

また、勤務簿兼賃金台帳によると、請求者は平成23年10月12日から平成24年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、A社の元事業主も当該期間は厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

このほか、請求者の平成23年10月12日から平成24年7月16日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成23年10月12日から平成24年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300606 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 2400014 号

第 1 結論

昭和 54 年 * 月から昭和 57 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 * 月から昭和 57 年 6 月まで

私は、請求期間のうち、昭和 54 年 * 月から昭和 55 年 3 月までは短期大学の学生で、同年 4 月以降は父親の経営する歯科医院で歯科衛生士として勤務していた。私の国民年金の加入手続は、私が 20 歳になった昭和 54 年 * 月頃に母親が行ってくれた。国民年金保険料は、年に一度 12 か月分の納付書が送られてきたので、昭和 57 年 7 月に結婚するまで、私又は母親が、納付書により毎月 6,000 円の保険料を A 市 B 出張所で納付していた。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続については母親が行ったと思う旨主張しているところ、請求者自身は直接関与しておらず、母親は高齢のため証言を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「*」に係る国民年金被保険者（第 3 号被保険者）の資格取得日を昭和 61 年 4 月 1 日とする入力処理が同年 6 月 23 日に行われていることが確認できることから、同年 6 月頃に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認でき、請求期間は国民年金に未加入期間とされているため、請求期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、請求者に上記国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び請求者が請求期間当時に居住していた A 市に係る年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

加えて、A市は、請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況を確認できる資料について保存期限経過により保有していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300911 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400027 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務した期間における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際にもらっていた給与額 (40 万円から 65 万円) より低く記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、A 社の請求期間における月々の給与は 40 万円以上であったと主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である。

したがって、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があり、かつ、これら双方に見合う標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

2 請求期間のうち、平成 15 年 1 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社に係る平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票により、同年分の給料額及び社会保険料等の金額は確認できるものの、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、当該源泉徴収票からは各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない上、当該源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額 (20 万円) に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料並びに当該源泉徴収票に記載されている給料額を基に算出した雇用保

険料の合計金額を下回っている。

また、請求期間のうち、平成16年1月1日から平成17年1月1日までの期間について、請求者から提出されたA社に係る平成16年分の給与所得の源泉徴収票、年末調整一覧表及び総合データ一覧表（以下「源泉徴収票等」という。）により、各月の給料額及び社会保険料控除額が確認できるものの、当該社会保険料控除額は、オンライン記録により確認できる当該期間に係る標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び介護保険料並びに源泉徴収票等に記載されている給料額を基に算出した雇用保険料の合計金額を下回っている。

さらに、請求期間のうち、平成17年1月1日から同年7月1日までの期間について、請求者は、当該期間に係る給与明細書等の資料を保有しておらず、請求者の当該期間に係る給料額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、A社の事業主は、請求期間の保険料を控除したかは不明と回答していることから、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が加入していたB健康保険組合から提出された適用台帳によると、請求者の請求期間における当該健康保険組合の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。